

RIA コンソーシアム 個人賛助会員規定

- 第1条
(目的) この規定は、RIA コンソーシアムの活動拡大のため会員規約第23条(規約変更)ならびに第28条(施行細則)の規定に基づき、あらたに個人賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条
(入会) 個人賛助会員となるには、RIA コンソーシアム(以下 RIAC という。)に入会申込を申請し、事務局の許可を得なければならない。
- 第3条
(個人賛助会員の意味) 個人賛助会員は、RIA に関する事業を行っているもしくはこれから参入しようとしている企業・事業者が組織単位で入会(正会員)できない場合、そこに所属する個人を正会員とは別枠にて受け入れるものである。よって、会員規約第8条(会員規定)には該当しない。
- 第4条
(個人賛助会員の便益) 1. 個人賛助会員は、RIAC が主催する外部向けセミナー(通称ビジネスセミナー)に優待割引きで参加できる。また、同セミナーで使用された公開可能な資料を PDF にて入手することができる。
2. 同様に RIAC 内WG等が開催するオープンセミナー等においても優待を受ける事ができる。
3. 個人賛助会員は、RIA に関するビジネス上の問い合わせを事務局を通し、正会員各社に情報提供依頼ができる。これには以下の項目に同意するものとする。
a. 内容は事務局によって精査の上、売り込み目的などは拒否された上、メールにて会員各社へ送られる。
b. 会員各社からの返答義務はなく、また、その後の進展に関する課題については、当事者同士の責任において行われるものとし、RIAC としては関知しない。
4. 個人賛助会員は、申込者(個人名)名を RIAC サイト内の会員情報欄に掲載される事に同意する。また、可能の場合は勤務先社名も表示される。
- 第5条
(会員登録料) 個人賛助会員は、会員登録料を納入する。登録料は、一人当たり年額7,000円とし、申込み月から翌年前月までを一年とする。
退会の意思表示がない限り、一年毎の「自動更新」とする。
また、個人賛助会員が脱会した場合は、既納の賛助会費は返還しない。

附則

*この規定は、2011年6月20日より施行する。